

弾性着衣等に係る療養費の支給について

令和2年4月1日より慢性静脈不全による難治性潰瘍治療のための弾性着衣等について療養費の支給対象となりました。なお、詳細は以下のとおりです。

① 支給回数

▶ **1回** ※疾患が治癒した後、再発した場合はこの限りではありません。

1度に購入する弾性着衣等は、装着部位毎に2着（弾性包帯の場合は2巻）を限度（パンティストッキングタイプの弾性ストッキングについては、両下肢で1着となることから、両下肢に必要な場合であっても2着が限度となります。）

② 製品の着圧

▶ **弾性ストッキングは、30mmHg以上の着圧のものを支給対象**とします。

※強い着圧では明らかに装着に支障をきたす場合など、医師の判断により特別の指示がある場合は15mmHg以上の着圧であっても差し支えありません。

③ 支給申請費用

▶ **弾性ストッキング**

1着あたり：28,000円
(片足用の場合は25,000円)

▶ **弾性包帯**

(筒状包帯、パットイング包帯、粘着テープ等を含む)
1巻あたり：14,000円

④ 提出書類

- 療養費・家族療養費請求書 医師の証明書等
 領収書又は費用の額を証する書類

- ① 弾性ストッキングの場合は、品名、購入数、着圧が確認できるもの
② 弾性包帯の場合は、品名、購入数、タイプ（弾性包帯、筒状包帯、パットイング包帯、粘着テープ等）が確認できるもの

ご不明な点がございましたら共済組合保健課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

保健課

TEL 095-827-3139